

鳥取縣公報

昭和二十三年七月二十日
第千九百二十七號 火曜日

本報ノ大ヤツハ固定標識ノ内

條例

◇鳥取縣條例第四十三號

農林部設置條例を次のように定める。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 浩

農林部設置條例

この條例は公布の日からこれを施行する。

附 則

- 一 地方自治法第一百五十八條第二項の規定により農林部を設ける。
- 二 この條例は公布の日からこれを施行する。
- 三 規則
- 四 條例

昭和二十三年七月二十日
鳥取縣知事 西 尾 愛 浩

道路占用規則

- 第一條 國道、府縣道又はその附屬物を占用しようとする者は、法令に特別の定があるものを除く外、知事の許可又は承認を受けなければならない。
- 第二條 願届書類はすべて市町村、所轄土木出張所を経由しなければならない。
- 第三條 第一條の許可を受けようとする者は、次の各号による願書を提出しなければならない。

- 一、國道、府縣道又はその附屬物を占用しようとする者は、第一號様式
- 二、許可又は承認を受けた後、占用の目的、方法、又は施設を変更しようとするときは、第二號様式
- 三、第四條、願書には次の圖面を添付しなければならない。

◇鳥取縣規則第四十二號

道路占用規則を次のように定める。

鳥取縣公報 每週一回日發行(休日ニ當ル)

昭和二十三年七月二十日 (昭和二十四年四月十五日)

一千九百二十七號

00591

一、一般平原圖

縮尺は適宜とし、占用区域の大体並びにその他の工作物との關係を表示し、且つ、隣接地の状況を知るに足りる程度に記載すること。

二、實測圖

縮尺は六百分の一以上とし、占用の位置、面積、長及び幅等を記入し、電柱、街燈、緑門の類は基數を、廣告板その他これを繕するものは、板面積を圖面の餘白に記載すること。

但し、電柱等の建設で長距離にわたるものは、前號の一般圖にその位置を表示し本圖を省略することが出来る。

第五條 工作物の施設を目的とする場合若しくは占用の施設をの他の施設をしようとする者は、前條の圖面の外、設計書及び施設物の構造を知るために足りる圖面を添付しなければならない。

第六條 市町村その他公共團休の出願には、關係議會の決議書を添付しなければならない。

第七條 占用期間は、特別の由ある場合を除く外、五

箇令以内とする。但し、繼續しようとするときは、期限前に出席し、許可又は承認を受けなければならぬ。

第八條 占用を許可又は承認したときは、別に定める占用料を徴収する。但し、次の各號の一に該當する占用料については、これを減免することがある。

一、直接公用に供し又は公共の利益となる施設による占用

二、臨時の占用で輕易なもの

三、灌漑、排水又は飲料水引用のためにする施設物による占用

四、家屋出入口の通路のためにする施設物による占用

五、道路法第五十一条第一項第四號、第五號の規定により必要を生じたとき

六、その他、特別の事情があると認めるとき

第九條 占用料は、納額告知書によりその指定した期限内に納付しなければならない。但し、占用者の都合により占用を廃止したとき又は取消したときは、既納の料金は、これを還付しない。但し、第八條第五號に該

當する場合には、本人の請求により、その翌月

又は翌月からの料金は、これを還付する。

第十條 占用の許可又は承認を受けた者は、占用地若しくは占用に伴つて施設した工作物、その他見易い箇所に占用の區域(市、長、面積)及び占用者の住所、氏名を標示しなければならない。但し、電柱建設のためにするものは、單に占用期間のみを電柱に標示するものとする。

第十一條 占用のため必要を生じた道路に関する工事は、占用者に執行させ、その費用はすべて占用者の負担とする。

第十二條 次の場合においては、許可又は承認は、その效力を失う。

一、占用者が死亡したとき

二、占用期間が満了したとき

三、占用廢止の届出したとき

第十三條 許可又は承認を得た占用の権利義務は、許可

00592

又は承認を受けた場合でなければ、これを他に移轉することはできない。但し、相續に因り占用を繼承しようとする者は、戸籍抄本を添付し届出でなければならぬ。

第十四條 占用の許可又は承認の効力を失つた場合は、直ちに原状に復し、所轄土木出張所に届出で検査を受けなければならない。但し、原状回復の必要がないと認めたときは、既設工作物及び地盤の全部若しくは一部を現形のまゝ存置させ、工作物は無償で國の所有に属せざることがある。

第十五條 占用の許可を受けた者が、その住所又は氏名を変更したとき若しくは第十二條第四號の場合は、速やかにその旨を届出でなければならない。

第十六條 許可又は承認を受けた者が、その義務を履行せず若しくは期限内に履行する見込がないときは、又は履行してもその方法が良くなきときは、知事においてこれを執行し、又は第三者に執行させ、その費用は許可又は承認を受けた者から徴収する。

